

研究論文を書こう！

－論文応募のすすめ－



2018年8月 自治体学会・研究支援部会

(磯崎初仁、大澤幸憲、岡野内俊子、杉渕武、鈴木洋昌、的場啓一)

●自治体学会では研究論文を募集しています！

自治体学会では、研究論文を募集し、査読・審査のうえ、学会誌『自治体学』（年2回刊行）に掲載しています。当学会では、毎年、大会を開催していますので、そこに参加して議論に参加したり、自ら報告したりすることができます。こうした活動も重要ですが、さらに、自ら関心のあるテーマを設定して調査研究を進め、その成果を論文にして学会誌に発表してはどうでしょうか。

論文を書くことは時間と労力を要するものですが、自らの問題意識や考察を深めるうえで、「考える」「議論する」だけでなく、「書く」ことが重要です。人は、文章にすることによってはじめて厳密な思考をすることができますし、自らの思考に何が足りないのか認識することができます。また当学会では、応募作品について、査読委員のコメントをもとに、さらなる改善点を助言したり、掲載困難な場合にはその理由を示しますので、今後の学習や研究に生かすことができます。

学会員なのに、この権利を利用しないのはもったいない！ まだ学会員でない方は、応募までに入会していただければ投稿できますので、ぜひご入会ください。

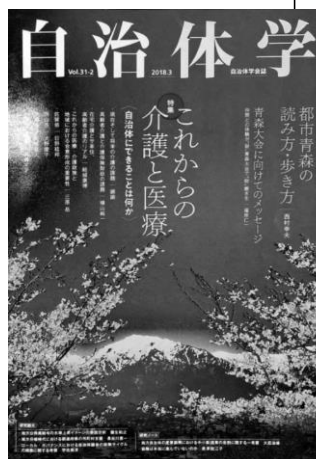
●実務家や市民こそ研究論文を！

研究論文は研究者が書くものであり、実務家や市民は現場での実践に力を入れればよいという意見がありますが、それは間違いです。すぐれた実践のためにこそ、独りよがりや思い込みでなく、自らの考えや実践を客観的に見つめ直し、一般化することが重要です。さらにそれを公表すれば、同じ課題を抱える職員や市民との学び合いや交流も生まれます。特に自治体職員は、いろいろな所属・分野を経験しますので、それぞれの課題や実践を論文にすることを自らの課題にしてはどうでしょうか（一所属一論文主義）。

研究支援部会は、粗削りであっても、自治体現場の格闘に根ざした「力作」をお待ちしています。

さあ、研究論文に取り組みましょう！

●学会誌と掲載例



よくある質問と回答



Q1：研究論文とはどういうもの？ 何が大事なの？

研究論文とは、あるテーマ（問い）を設定し、これを論理的・実証的に解明する論稿といえます。エッセイや感想文が、幅広い話題について筆者の思いや発想を伝えるのに対して、研究論文は、特定のテーマを設定し、**論理と実証**（事実による証明）によってそれに一定の結論を下すものといえます。

研究論文にもいろいろなタイプがありますが、共通するのは、①客観的に解明可能なテーマであること、②論理的に記述されていること、③事実に基づいていること、という3点だと考えられます。

Q2：研究論文を書くときのポイントは？

第1に、**解明するにふさわしいテーマ（問い）**を設定することが重要です。自らの経験や思いを書き連ねるのではなく、ある「問い」を設定し、それに答える必要があります。そのためには客観的に解明できる具体的なテーマにする必要がありますし、常識や通説に挑戦するような問題提起を含めるとよいでしょう。

第2に、**論理的な構成や記述**を心がける必要があります。序論・本論・結論や一般論・個別論などの構成は、論文の骨格をつくることになりすし、それぞれの記述が論理的でないと、読者に伝わらず、独りよがりの雑文になってしまいます。

第3に、**事実に基づいて一定の結論を導き出す**ことが重要です。社会は複雑・広範であり、すべての事実を書くことはできないため、統計データや事例を紹介・分析して、実態がどうなっているかを説明する必要があります。その方法として**定量的手法**と**定性的手法**があります。社会科学や人文科学の場合は（自然科学と異なり）完全な証明は難しいのですが、事実を的確に説明・分析して、上記の問いに答えることが求められます。

このほか、いろんなポイントがあると思いますが、以上3点を満たす論文であれば、研究論文として通用するでしょう。

Q3：自治体学会らしい論文ってあるの？ 学会誌に掲載されるためのコツは？

もともと「自治体学」は学際的なものであり、画一的な方法論や作法があるわけではありません。当学会の**投稿要項**（末尾の資料1参照）**第1条**では、「自治体学会の学会誌にふさわしい研究成果」として、次の**4つの基準**を示しています。これらは、概ね研究論文（特に社会科学の論文）に求められる一般的な要件を自治体の研究に当てはめたものといえますが、特に①**実態に即した分析**、②**理論だけでなく実践につながることを重視している**といえるでしょう。でも、研究には多様な視点や進め方がありますので、あまり固定的に考えず、**独りよがりにならない程度に自分らしい論文を書くことが重要**だと思います。



①自治体または地域社会が抱える**テーマ・課題**を的確に捉えたものであること

- ②自治体または地域社会の実態に即して分析し、かつ論理的に論じられていること
- ③自治体または地域社会に関する新たな理論または実践に寄与するものであること
- ④データ、事例、先行研究等を適切に引用または活用し、かつ学術論文としての形式を踏まえたものであること

Q4：論文を審査している経験から、執筆の際に注意すべき点は？

第1に、自ら関わった実務や事例の紹介にとどまっている論文が見受けられます。地域の現場を題材にすることは重要ですが、「〇〇市ではこういう取組みをしています」というだけでは、レポートにすぎず、「研究」の成果とはいえません。ある程度広がり（普遍性）のあるテーマ（問い）を設定し、当該事例を取り上げることによって事実を明らかにし、その原因や背景を分析するという一連の考察が重要です。

第2に、いろんな素材（統計データや事例）を用いて詳細な分析をしているのに、自ら設定したテーマからズレていたり、問いに答えていない論文が見受けられます。研究論文は設定したテーマを解明するもので、データや事例はそのための裏付けであり材料ですので、テーマの解明につながる形で素材を活用する必要があります。なお、当学会では、「研究ノート」（今後の研究・実践の基礎となりうる成果）も募集しますので、このような場合には研究ノートとして応募するとよいでしょう。

第3に、よくできた論文なのに、先行研究に触れていなかったり、文献やデータの引用に問題がある論文も見受けられます。ほとんどのテーマには先行研究があるはずですので、主な先行研究には目を通し、テーマに関係するものは論文中で紹介・概観しておくことが重要です（Q8参照）。また、参考にした文献やネット情報は、該当する箇所に「注」を付けて紹介するか、最後にまとめて列挙する必要があります（Q14参照）。こうした「約束事」は一度身につければ習慣化できますので、がんばりましょう。



Q5：論文を書くためのプロセス、手順は？

いろいろな方法・手順があってよいのですが、標準的なプロセスを紹介しましょう。

第1段階では、テーマ・問題意識を明確にします。「テーマ」といっても、論文のタイトルのことではなく、何を解明するのか、どういう問いを立てるのか、なぜそれを取り上げるのかという問題意識を含むものです（Q6、Q7参照）。最初はラフな形で仮置きしておいて、調査研究を深めながらよりシャープなテーマ（問い）に仕上げてよいでしょう。

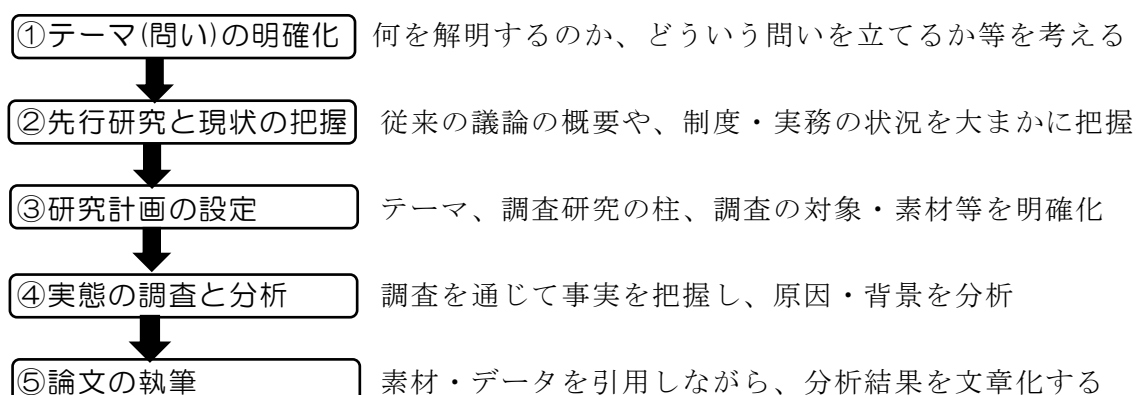
第2段階では、テーマに関係する先行研究（文献）や、制度や実務の大まかな現状を把握します。先行研究によって、そのテーマや領域における「通説」（共有認識）は何か、どこまで解明されているのか（何が解明されていないのか）を把握します（Q8参照）。この先行研究には、理論的研究と実証的研究との両方が含まれます。また、テーマに関する制度や実務の状況を大まかに把握します。

第3段階では、研究計画（研究の枠組み）を設定します。研究計画は、①テーマ・問題意識、②調査研究の柱・構成、③理論（先行研究）の概要、④社会（実務）の概要、⑤調査対象または素材（事例、データ等）、⑥参考文献・サイト、といった項目で文書にしておくといよいでしょう（その後、更新していく）。

第4段階では、調査を実施して「事実」を把握するとともに、その「背景・原因」を探る分析を行います（Q9～11参照）。理論や社会の状況を調査したうえで、調査分析の結果をもとに客観的な分析を行い、一定の結論を導き出します。定性的な分析なら、ある事例を取り上げて文献調査やヒアリングを行い、そこから原因や背景を分析する。定量的な分析なら、データを収集して統計的な手法で傾向（法則）や要因を分析しますが、既存のデータがない場合は、自らアンケートや実地調査を行うことも考えられます。これらの素材（事例やデータ）は論文の核心部分ですので、丁寧に記録を取り、論文では図表も用いて的確にまとめます。なお、規範的な研究や純理論的な研究では、文献研究だけになることもあります。この場合は外国語文献を含めて徹底した文献研究が必要でしょう。

第5段階では、上記の素材・分析をもとに論文を執筆します（Q12参照）。その際、文献やデータを正確に引用・表記することが重要です（Q14参照）。執筆作業は、序論から順に書かなければならないものではなく、書きやすいところから書いていくのが効率的でしょう。

【論文執筆のプロセス】



Q6：論文のテーマはどう見つければいいのか？ 主張や提案がないと論文とはいえないのか？

論文のテーマ（問い）の見つけ方に「マニュアル」はありません。自らが関心を持ったテーマを取り上げるのが、一番だと思います。日々の業務において疑問に思っていること、なぜだろうかと思っていることをテーマにすればよいでしょう。むしろ最初にテーマを設定するというより、勉強したり調べたりしていく中で、テーマが「できてくる」と考えるよいでしょう。論文の執筆は、自らの仕事や実践を見直すよい機会になると思います。



論文は、そのテーマに対して事実を検証して一定の結論を導くものですから、その結論が「主張」となるでしょう。「主張」には、現実是这样なっているという「実態解明型」の主張、そういう現実是这样な原因や背景があるためだという「原因分析型」の主張、今後はこうすべきだという「政策提案型」の主張があります。主張が先走ってもよくないため、まず事実（実態）がどうなっているかをきちんと執筆し、そこから何らかの主張や提案を引き出すというスタンスで進めてはどうでしょうか。

Q 7: 自分が担当した仕事の経験や地域の実情なら書けそうだけど、それで研究論文になるの？

自治体学会の論文は、自治の現場での実践などを取り上げることが重視されますが、単なる経験や地域の実情をまとめただけではレポートやエッセイであり、研究論文にはなりません。自らの実践や地域で起こっている事象を客観的に見つめ直し、それを一般化して一定の結論を導き出すことが重要です（Q 4 参照）。

これまで自治体職員の会員も数多くの論文を書き、投稿論文として採用されていますので、過去の掲載論文を読んでみると参考になると思います（表 1、2 参照）。

Q 8: 関連する論文は全部読んでないとだめなの？ 文献はどうやって探せばいい？ ネットで情報が得られれば、文献を入手する必要はないのでは？

通常の論文（1～2 万字程度）を書く際に、関連する論文をすべて読む必要はありませんが、テーマに直接関係する（その問いに答えようとしている）論文（先行研究）はすべて読んでおくのが原則です。理論研究や比較研究の場合は外国語文献も参照する必要がありますが、日本の地域の問題を取り上げる場合は、日本語文献だけでよいでしょう。

文献検索のオーソドックスな方法としては、図書館で関連論文を検索する方法がありますが、最近では、より手軽な方法としてネット検索を通じて関連論文を探す方法もよく利用されています。こうして入手した論文を読むと、他の論文が引用・記載されていますので、役に立ちそうな論文を抽出して（文献一覧をつくり）読み進めるとよいでしょう。このように「芋づる式」に参考文献を読んでいくと、脈略のある文献研究ができるでしょう。

ネットで関連する情報を集めるのは効率的ですが、行政機関などの公式情報は問題ないのですが、個人のサイトの情報や記載には主観的な意見や出所のあいまいな情報



が少なくないので、これをそのまま研究の素材にするのは危険です。また、紙媒体の希少な文献や公文書と異なり、ネット情報はだれでも簡単に入手できるため、それを紹介すること自体にはほとんど価値はありません。ネット情報も、執筆者として目を通しておくのは当然ですが、論文では慎重に活用すべきでしょう。

Q 9: 論文には実証性が必要だと言われるけど、事実を証明するにはどういう方法があるの？ 定性的な方法と定量的な方法があると聞いたけど、どういうもの？

社会の現実を把握し明らかにするための方法として、定性的な分析と定量的な分析があります。いずれも**事実がどうなっているか**（「である」論）を検討する分析方法であり、これを踏まえてどうすべきか（「べき」論）を検討するのが、立法論や公共哲学などの**規範的な分析**になります。

定性的な分析（質的研究）とは、**社会の現実を言葉によって把握し、あるがままに（特別な条件を付けずに）記述・分析する方法**であり、文献調査のほか、関係者へのヒアリング、研究者自身の参与観察などの方法があります。この分析では、問題の全体像を把握しやすいことや、特別な準備がなくても取り組めるというメリットがあ

りますが、人の経験や主観によるバイアスや対象が限られていて一般化しにくいという限界があります。

定量的な分析（計量的研究）とは、**社会の現実を数値によって把握し、統計学的方法で分析する方法**であり、統計資料の分析、アンケート調査とその分析などの方法があります。この分析では、人の経験や主観に左右されず客観的な分析ができるほか、他の国や地域と比較できるというメリットがありますが、データが存在しなければ分析できないことや、データは一定の条件の下で得られたものであり、現実をあるがままに示すものではないという限界があります。

たとえば、自治基本条例を制定する自治体が増えていますが、いくつかの自治体を対象として、制定の契機となった理由や参加・協働の状況をヒアリングし、その背景や変化を分析する場合は、定性的な方法といえます。これに対して、人口規模の小さい自治体ほど参加や協働が進む結果、条例制定が進むという仮説をもって、人口や参加者数と条例制定数などの数値データをもとに関連性を分析する場合は、定量的な分析といえます。

政治学などでは、研究の客観性・科学性を強調して、計量的分析でなければ学問ではないといった傾向もありましたが、質的分析でないと把握できない事実もありますので、**アプローチの違い**だと考えるべきでしょう。研究上は両方の分析方法を使えることが理想的ですが、**ひとつの論文ではいずれかの方法を選択するのが現実的**であり、むしろそれぞれの限界をわきまえて執筆することが重要だと思われます。



Q10: 事例研究（ケーススタディ）ならできそうだけど、事例はどのくらい必要なの？ 事例研究で注意すべきことは？

事例研究では、**事例数が多いほど、その結果を一般化しやすく全体像に近づくことができます**が、研究の時間や労力には限界がありますし、事例研究はあくまで質的研究であり、事例が多くても全体の傾向を量的に示しているわけではありません。一般的には、**事例が多ければ「広く浅い」検討になり、少なければ「狭く深い」検討になります**ので、調査目的によって**事例の数を設定することが合理的**でしょう。

たとえば、自治体や政策の類型による違いを比較したいという場合は、**類型ごとの事例が必要になるため、5～10程度の事例が必要になるでしょう**。類似の自治体や政策に限定したうえで、個別事例の特殊性や偶然性を薄めたいという場合は、**3～5程度の事例でよいでしょう**。ある政策について、過去からの経緯や関係者間の調整まで深く把握したいという場合は、**1つの事例に絞ってもよいでしょう**。

また、公的な統計データによって全体像を紹介したうえで、その裏付けとして特定の事例を紹介する方法や、類似の事例研究の成果を引用して自らの調査事例と比較する方法も、立体的な分析になりますので、おすすめです。

事例研究は着手しやすい研究方法であり、うまくいけば重要な発見や指摘につながるのですが、**バイアスや限界が大きいことも事実です（Q9参照）**。事例研究を行った本人は、その成果を大きく評価しがちですが、論文では**その事例研究によってどこまで明らかになり、どこからは明らかにできていないのかを認識したうえで、抑制的に評価し、安易に一般化しないことが重要**でしょう。

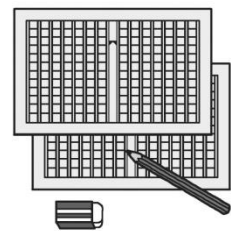
Q11：掲載論文には難しい数式や統計的な手法が使われている論文もあるけど、こういう手法が使えないと、いい論文にならないの？

自治体学会の論文としては、自治体または地域社会が抱えるテーマ・課題を的確に捉え、それを実態に即して論理的に分析することが重視されます。自治の現場での取り組みには、数量や数式で表すことが難しいものもありますし、必要な統計データがない場合もありますので、論理と実証（事実による証明）によって一定の結論を下すことができます。問題ありません。

前述のとおり、研究には定性的分析（質的研究）も必要であり、これをできるだけ客観的に使用すれば、すぐれた論文を書くことも十分可能です（Q9参照）。また、法学のような分野は、もともと数量的な分析になじまないものと考えられます。

Q12：論文の構成はどうすればいいの？ よく序論・本論・結論とか、起承転結とか言われるけど、おススメは？

起承転結は、論旨が途中で転換し、読者に「あっと」言わせる点では面白い構成ですが、論文の場合は、論理と実証（事実による証明）によってそれに一定の結論を下す必要があります。順序だてて論じていく必要があるため、序論・本論・結論という構成がおススメです。これだけでは分かりにくいと思いますので、標準的な構成を示しましょう。



【標準的な研究論文の構成】

序論：①テーマ・問題意識：なぜこのテーマを選定したか、どういう視点で分析するか、その意義は何か等を示す

本論：②先行研究や現状の概要：これまでどう論じられてきたか、社会の現状はどうなっているか等の概要を示す

③調査結果の説明：事例調査の結果や収集したデータを提示する、その際の仮説や調査方法なども明示する、必要により図表や資料にまとめる

④分析・考察：③の結果について原因や背景を分析する、先行研究の妥当性や新たな発見を指摘する

結論：⑤まとめ：分析・考察を踏まえてテーマに関して解明できたことを明確にする、可能なら政策や改革の提案を行う、残された課題や今後の展望も記載する

また分量的には、①で1割程度、②、③で1～2割程度、④で5～6割程度、⑤で2～3割程度といったイメージでしょうか。研究者の場合は、②のみの先行研究をレビューする論文（研究ノート）でも理論研究として評価される場合がありますが、市民や実務家の場合は、実践や実務に生かすために④や⑤の部分が重要でしょう。

Q13：法律的な論文を書くときの注意事項は？

まず、当然のことですが、テーマに関連する法律がどのような内容となっているのかを調べます。その法律がどのような目的で制定され（立法趣旨）、どのような範囲までカバーしているのか（適用範囲）を確認します。立法趣旨を知るとは、その法律の適用範囲を決める上で重要なことですので、特に注意して確認すべきです。

また、法律はしばしば改正されますので、問題となっている事象について、どの時点の法律が適用されるのかを押さえることも重要です。

さらに、論述の際には、法律のどの規定が問題になるかを明示すること、関係する判例があれば引用・検討すること、論理的な展開や記述に留意すること、法令用語や概念を正確に用いることが重要でしょう。

Q14: 注や出典がなければ研究論文じゃないと言われるけど本当？ 出典はどうやって付けるの？ 参考文献とはどう違うの？

研究論文では、参考にした他人の著作物（先行研究）を出典（依拠した著作物）として明示する必要があります。これは、①先行研究と自らの研究成果を区別して示す、②他人の著作物を保護する、③多様な見解を示し立体的な考察を行う、④読み手が根拠文献を追跡し論文の妥当性を検証できる、という意味があります。

他の論文やインターネット上の情報を、出典をつけることなく引用（コピペ）したり活用したりすると、剽窃（盗作）になります。逆に、出典を入れれば、論文の客観性や説得力が高まるし、当該文献を書いた人の評価が上がりますし、読者はより広い勉強ができます。出典は「つけなければ失格、つけばみんなハッピー」というわけです。

出典の示し方には2つあります。1つは、特定の記述に引用するか直接関係する場合は、当該箇所に脚注をつけて当該文献・資料を表記します（本文中にカッコ内で示す方法もあります）。図表や資料として用いた文献やデータは、図表ごとに「出典」「出所」として記載します。もう1つは、特定の記述には直接関係しないが論文全体で参考にした場合は、論文の末尾に「参考文献」の一覧を掲げ、その中で列挙します。

文献（論文または単行本）の表記は、著者・論文名（書名）・掲載雑誌（出版社）・刊行年の順に記載するのが原則であり、ネット情報の場合もこれに準じて表記する必要があります（後掲投稿要領の「引用文献・参考文献等の表記〈例〉」を参照）。

Q15: 仕事や家事が忙しくて、論文の準備や執筆をする時間がとれない場合はどうすればいいの？ 論文を書いている人はどうやっているの？

それぞれのライフスタイルによって様々な方法があると思いますが、たとえば次のような工夫をしてはどうでしょうか。

- ①論文のテーマが決まったら、毎日、決まった時間（たとえば1時間）だけテーマに関連する論文を読む。自宅でその時間もとれないなら、通勤時間や昼休みなどを利用する。
- ②関連する論文を読むと、ある程度、論文の骨子が見えてくるので、論文の目次（見出し、小見出し）を作成する。この作業には少しまとまった時間が必要なので、週末や長期の休暇を利用する。
- ③目次・構成ができたなら、見出し（節・項）ごとに論文の内容を書いてみる。見出しごとに細分化して書き進めると、細切れの時間でも有効に活用できる。
- ④最後に、全体を通して論旨が通っているかを点検する。このとき、他の論文等の引用や出典の明記についても確認する。

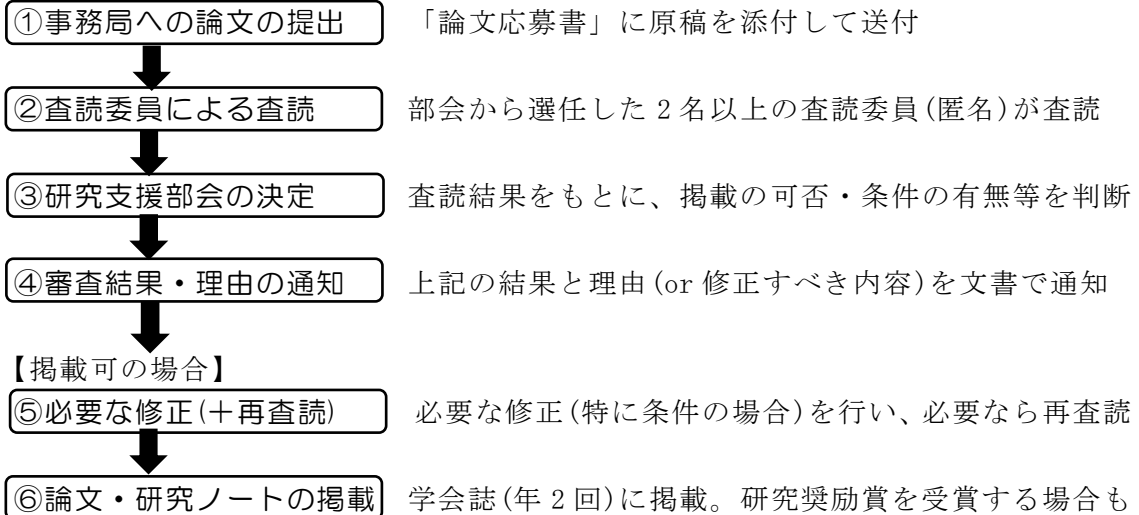


Q16: 自治体学会の公募論文に投稿するには、どうすればいいの？ 投稿した後の手順はどうなるの？

末尾に添付した投稿要領（学会HPでも提供）をよく読んでいただき、『「自治体学」掲載論文応募書』を添えて、電子メールで、下記の自治体学会事務局あてにお送り下さい。手書き原稿の場合は郵送でお送り下さい。

その後、査読委員の査読、部会としての決定、審査結果の通知、必要な修正（再査読）、論文の掲載という順に進むことになります（下記参照）。

【論文投稿後の手順】



【投稿論文の締切・送付先】

締切(原則): 第1回は**5月末**まで、第2回は**10月末**まで(※年度により変更あり)

送付先: 自治体学会事務局 〒101-0054 千代田区神田錦町2-1 一般社団法人コマンド
N2階 e-mail: jichitai-soumu1986@jigaku.org

【参考文献】

- ・岩崎美紀子『「知」の方法論—論文トレーニング』岩波書店、2008年
- ・小笠原喜康『新版 大学生のためのレポート・論文術』講談社、2009年
- ・久米郁男『原因を推論する—政治分析方法論のすゝめ』有斐閣、2013年
- ・河野哲也『レポート・論文の書き方入門(第3版)』慶應義塾大学出版会、2002年
- ・戸田山和久『新版 論文の教室—レポートから卒論まで』NHK出版、2012年

【資料編】

表1 「年報自治体学」掲載論文数

掲載号	論文数	掲載号	論文数	掲載号	論文数	掲載号	論文数
1号(1988年)	2	7号(1994年)	4	13号(2000年)	3	19号(2006年)	4
2号(1989年)	5	8号(1995年)	5	14号(2001年)	1	20号(2007年)	2
3号(1990年)	5	9号(1996年)	3	15号(2002年)	2	21号(2008年)	1
4号(1991年)	3	10号(1997年)	4	16号(2003年)	1	22号(2009年)	3
5号(1992年)	5	11号(1998年)	3	17号(2004年)	2	23号(2010年)	1
6号(1993年)	4	12号(1999年)	2	18号(2005年)	2	24号(2011年)	2
(出典)自治体学会「年報自治体学論文等一覧」 http://www.jigaku.org/						合計	69

表2 「自治体学」(新装版)掲載論文一覧

※所属等は掲載時のものを示す。

掲載号	区分	執筆者(所属等)	論文名	備考
VOL. 25-1 (2012. 3)	研究論文	長野 基(首都大学東京)	市区町村議会の改革とその成果に関する計量的分析	研究奨励賞
	研究ノート	永井義人(江津市)	北東アジア地域との地方間交流を通じた国際政策の取り組み	
	研究ノート	山地千里(大阪府)	地方自治体における公共調達の現状と改革への視点	
VOL. 26-1 (2012. 11)	研究ノート	宮入小夜子(日本橋学館大学)	自治体における「対話型」事業仕分けが職員意識に与える影響	
VOL. 26-2 (2013. 3)	研究論文	田中富雄(三郷市)	議会基本条例の制定背景からみた、自治基本条例制定の促進要因	研究奨励賞
VOL. 27-1 (2013. 9)	研究論文	粕谷美路(横浜市)	横浜市栄区における保育資源のネットワーク化の試み	研究奨励賞
	研究ノート	竹山和弘(栗東市)	「住まう」景観まちづくりの可能性に関する研究－観音寺集落まるごと里山学校を事例にして	
	研究ノート	加藤洋平(同志社大学大学院)	自治体組織におけるフラット化の課題－職員個人の自律性に着目した考察	
VOL. 27-2 (2014. 3)	研究ノート	越 和彦(東京都)	「地方自治の本旨」の再検討－地方分権改革と「総合行政」	
	研究ノート	森田修康(荒川区)	自治体における幸福度指標の課題と方向性－指標作成アプローチと政策の改善・立案への活用方策	
	研究ノート	田中美子(千葉商科大学)	玉川学園地域のコミュニティバス導入を事例とした、市民と自治体の役割	
VOL. 28-1 (2014. 11)	研究論文	中村健人(小松島市)	孤立死に関する一考察	研究奨励賞
VOL. 28-2 (2015. 3)	研究論文	村中洋介(首都大学東京)	地方公共団体の発する避難勧告の適法性	研究奨励賞
	研究ノート	宮入小夜子(日本橋学館大学)、元吉由紀子(㈱スコラコンサルタント)	首長ビジョン実現のための行政組織の変革プロセス	
	研究ノート	金井茂樹(江戸川区)	テキストマイニングによる「市民の声」の分析	
	研究ノート	鈴木栄之心(慶應義塾大学大学院)、金子郁容(同上)	自治体による財産区分の「意図的選択」の実施と廃校施設の有効的活用の可能性	
VOL. 29-1 (2015. 11)	研究ノート	伊藤哲也(宮城県総務部)	復興関係自治体職員の確保対策に関する実証的分析	
	研究ノート	伊藤和之(長野県環境部水大気環境課)	水資源の保全のための条例に関する一考察	

VOL. 29-2 (2016. 3)	研究ノート	田畑琢己(埼玉県職員)	森林・林業再生プランにおける森林総合監理士(フォレスター)制度	
	研究ノート	神山智美(富山大学経済学部経営法学科)	公害防止事業者事業費負担法の適用に関する一考察ー富岩運河のダイオキシン類対策事例から	
VOL. 30-1 (2016. 11)	研究論文	小牧奈津子(慶應義塾大学SFC研究所)	地域の課題解決に向けた協働型取組の現状と課題ー東京都足立区における自殺対策を事例に	
	研究ノート	山地千里(大阪府健康医療部保健医療室)	これからの公共調達ー民間調達との比較を踏まえて	
VOL. 30-2 (2017. 3)	研究ノート	内海麻利(駒澤大学法学部)	都市計画における「参加」の諸相ー都市計画学会学術研究論文を素材として	
	研究ノート	井上和久(早稲田大学大学院)、友成真一(早稲田大学理工学術院)	伏見における日本酒を活用した地域コミュニティの動き	
VOL. 31-1 (2017. 11)	研究論文	澤田千秋(特別区人事・厚生事務組合)	自治体職員における昇任意欲に関する男女差の検討ー東京 23 区職員に対して実施された「昇任に関する職員意識調査結果」から	
	研究論文	渡部朋宏(会津美里町職員)	福島原発事故避難の実態と「住民」概念の転換ー統治のための住民から住民による自治へ	
	研究ノート	木下健(早稲田大学政治経済学術院)、加藤洋平(流通経済大学法学部)	議会改革の検証ー議会改革は定数及び報酬を引き下げる効果を持つか	
VOL. 31-2 (2018. 3)	研究論文	圓生和之(名古屋商科大学)	地方公務員給与の水準上昇イメージの要因分析	
	研究論文	長谷川恵一(埼玉県庁)	地方分権時代における都道府県の市町村支援ー市町村における配偶者暴力相談支援センター設置を事例として	
	研究論文	宇佐美淳(甲府市職員)	ローカル・ガバナンスにおける自治体議会の政策サイクルの構築に関する考察ー大規模災害への対応事例に関する分析を通して	
	研究ノート	大后治雄(東大和市議会議員)	地方自治体の産業振興における中小製造業の役割に関する一考察ー2001年から2013年における10市区の製造業付加価値の滞留率算定を通じて	
	研究ノート	泉澤佐江子(早稲田大学大学院)	協働は本当に進んでいないのかー自治体職員を対象とした意識調査から	
合 計	研究論文 11 件, 研究ノート 21 件, 計 32 件, 執筆者 36 名			5 件

資料 1 「自治体学」掲載論文投稿要領

2015 年 6 月 20 日研究支援部会決定（改訂）

1 掲載の基準

自治体学会の学会誌にふさわしい研究成果（研究ノートの場合は、今後の研究・実践の基礎となりうる成果）として、次の基準を満たすものを掲載する。

- (1) 自治体または地域社会が抱えるテーマ・課題を的確に捉えたものであること
- (2) 自治体または地域社会の実態に即して分析し、かつ論理的に論じられていること
- (3) 自治体または地域社会に関する新たな理論または実践に寄与するものであること
- (4) データ、事例、先行研究等を適切に引用または活用し、かつ学術論文としての形式を踏まえたものであること

2 応募の要件

- (1) 応募は会員に限る。
- (2) 応募は 1 人 1 論文に限る。
- (3) 過去にこの公募論文に掲載経験のない方の応募を歓迎する。
- (4) 既に公表している論文または他の公募に応募中の論文は、投稿できない。
- (5) 共同執筆による論文の応募も可能とする。ただし、この場合、その全員が会員であることを要するほか、すべての執筆者の氏名を明記すること。

3 応募区分及び文字数

- (1) 研究論文：自治体学会の学会誌にふさわしい研究成果：15,000 字以内
- (2) 研究ノート：今後の研究・実践の基礎となりうる成果（理論ノート、実践レポート等）：5,000 字～10,000 字程度

※字数には図表、脚注を含む。なお、「研究論文」として投稿された原稿について、その内容等から執筆者の同意を得て「研究ノート」として掲載する場合がある（この場合は文字数について弾力的に取り扱う）。その逆も同様とする。

4 執筆上の注意事項

- (1) 論文の原稿は、原則としてワープロソフト（Word 等）により作成すること。ただし、これによりがたい場合は、手書きによることができる。
- (2) 原稿は、原則として A 4・横書き、40 字×40 行の設定とすること。なお、手書きの場合は、A 4 判 400 字詰め原稿用紙（横書き）によること。
- (3) 文字は 10.5 ポイント、明朝体とすること。ただし、見出し等をゴシック体とすることは支障ない。英文の場合はこれらに準じて設定すること。
- (4) 字数は、40 字×40 行設定で算定すること（実際の文字数でなく改行等による空白を含む字数）。
- (5) 査読の際に執筆者を伏せるため、論文中には、氏名・肩書や執筆者が特定できる記載を行わないこと。また、「私の所属する〇市」「私が参加した〇〇プロジェクト」など、執筆者の特定につながる記載は避けること。
- (6) 冒頭に論文名と目次を記載すること（氏名・肩書等は不要）。
- (7) 図表、写真等を掲載する場合は、該当する本文に「図 1 参照」等の表記をしたうえで、近接する箇所に挿入すること（pdf 等による貼り付けも可）。ただし、複数頁にわたる図表や資料は、末尾に掲載することを妨げない。本文中に貼り付けられない場合（エクセル等の場合）は、関係する本文の箇所・頁数を明記して別ファイルとすること。
- (8) 図表を掲載する場合は、図表番号、タイトル、出典を明記すること。
- (9) 図表は、必要なスペースにより文字数に換算すること（例：1 頁分の図表＝1,600 字）。
- (10) 他の論文、資料等を引用する場合は、注として明示することとし、注は本文の後にまとめて掲げること。
- (11) 原稿の最後に《参考文献等》を掲げること。

- (12) 引用文献は、著者、編著者、標題、刊行年、出版社、雑誌名（巻号、頁）を記載すること（後掲「引用文献・参考文献等の表記〈例〉」を参照）。なお、自らの著作についても「拙稿」等とせず、著者名等を記載すること。
- (13) 各頁には、下段（余白）に頁数を付けること。

5 提出

- (1) 提出する際は、『自治体学』投稿論文応募書を添付して、完全原稿 1 部を提出すること。
- (2) 原則としてワープロソフト（Word 等）のファイルを電子メールに添付することにより提出すること（PDF 等の場合はデータ量に注意すること）。なお、手書き原稿などの場合は、事前連絡のうえで郵送等によること。
- (3) 原則として、毎年度、5 月末まで（前期）または 11 月末まで（後期）に提出すること。ただし、この期限を変更する必要がある場合は、別に告知するため、その期限までに提出すること。

6 その他

- (1) 提出された論文については、『自治体学』審査要領に基づいて、査読を行い、掲載の可否を決定する。必要がある場合は、論文の修正等の条件を付して掲載を決定する。
- (2) 掲載の可否を決定したときは、速やかに投稿者に通知する。
- (3) 掲載可能と決定された場合は、直近に刊行する「自治体学」に掲載するものとする。ただし、当該号に掲載論文が多い場合、論文修正等のために時間を要する場合等については、その次号等に掲載する。

附則

この要領（改訂版）は、2015 年 12 月（2016 年度前期の募集）から施行する。

【引用文献・参考文献等の表記〈例〉】

- 1 日本語文献
 - 1) 著書の場合
西尾 勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990 年、190-191 頁。
 - 2) 編書（編著）の場合
大森 彌「社会福祉における集権と分権」伊部英男・大森 彌編『福祉における国と地方』中央法規出版、1988 年、110 頁。
 - 3) 雑誌論文の場合
大森 彌「地方分権のあり方」『ジュリスト』Vol.1031、1993 年、12 頁。
- 2 外国語文献
 - 1) 著書の場合
Bardach,E., The Implementation Game:What Happens After a Bill Becomes a Law ,The MIT Press,1977.
 - 2) 編書（編著）の場合
Zimmerman,J.L.,“The Costs and Benefits of Cost Allocations" in R.Ball and C.W., The Economics of Accounting Policy Choice,Smith,Jr. eds.,New York,McGraw-Hill,1992,pp.32-35.
 - 3) 雑誌論文の場合
Berman,P.,“The Study of Macro-Implementation,and Micro-Implementation," Public Policy,Vol.26,No.2,1978.
- 3 ウェブサイト情報の場合
 - 1) ウェブサイト本文の場合
内閣府「個性を活かし自立した地方をつくる－地方分権改革の総括と展望」内閣府 HP <http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/soukatsutotenbou/soukatsutotenbou-index.html> (2015 年 6 月取得)
 - 2) ウェブサイトで提供されている文献・資料の場合
内閣府地方分権改革推進室「地方分権改革事例 30－個性を活かし自立した地方をつくる」2014 年 6 月、18 頁（内閣府 H P <http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/jirei.html> から取得）

『自治体学』掲載論文応募書

１．論文名 ※サブタイトルを含む					
２．提出日		年 月 日			
３．区 分		a．研究論文 b．研究ノート ※審査の結果、掲載にあたり区分変更を提案することがあります。			
４．字数(概数)		約 字 ※40 字×40 行設定で算定（改行等による余白を含む）。題名、目次、注、参考文献のほか、図表・資料（スペースを換算）を含む。			
５．氏名・所属		氏 名	ふりがな	所 属	区分
	代表者				
	共著者				
	共著者				
※「区分」は次の職業区分の中から記号で記載してください。 a.会社員、b.公務員、c.研究者、d.院生・学生、e.自営業・その他					
６．連絡先 ※共著の場合は代表者について記載		住所：〒 電話： F A X : E - mail :			
７．過去の掲載経歴 ※共著の場合は 1 人でも該当すれば a を選択		『自治体学』（以前の『年報自治体学』を含む）に a．掲載されたことがある（掲載号：Vol 、 年） b．掲載されたことはない			
８．備考 ※連絡事項等があれば記載					

(注)記載しきれない場合は、枠を拡大して記載してください（全体で2頁にわたっても可）。

【事務局使用欄】

受理日・資格確認	
査読委員・結果	
審査結果・通知	
修正等	
掲載号	
その他	

※この様式のデータ（Word 版）は学会HPから入手できます。

資料２ 「自治体学」掲載論文審査要領

2015年3月30日研究支援部会決定（改訂）

『自治体学』掲載論文については、次により審査するものとする。

- 1 「研究論文」と「研究ノート」のそれぞれについて、『自治体学』掲載論文投稿要領第1条に基づいて審査するものとする。ただし、「研究論文」として提出された成果物について、審査の結果、「研究ノート」として掲載することが妥当と認められたものについては、執筆者の同意を得て、「研究ノート」として掲載するものとする（逆の場合も同様とする）。
- 2 査読委員は、研究支援部会（以下「部会」という）において協議して、査読委員及び学会員の中から論文ごとに適切な者を、2名以上選定して依頼する。なお、査読に対する謝金は支払わない。
- 3 査読委員の選定に当たっては、当該分野に通じている専門的観点、自治体学にふさわしいかどうか総合的観点の両面から判断できるように担当者を選定する。ただし、応募者と同一組織に属するなど特別な関係を有する者は避けるものとする。
- 4 査読委員は、定められた期日までに、事務局に査読の結果を報告する。この場合、査読結果は、下表に定める判定とその理由を記載する。
- 5 部会は、上記の査読結果を基本として、下表の区分により掲載の可否及び修正依頼の内容を決定し、速やかに応募者に文書又はメールにて通知する。
- 6 上記の修正依頼に基づいて修正した後に再提出された論文については、再査読を要する場合は上記と同様に再査読を経て、それ以外の場合は部会の判断によって、掲載の可否等を判断する。
- 7 「自治体学」各号への掲載数は、2～3論文を目安とする。ただし、応募論文の多寡、学会誌の内容等を考慮して、これを増減することができるものとする。
- 8 各論文の担当査読委員の氏名は、公表しない。ただし、継続的に依頼する査読委員の一覧については、適切な時期ごとに公表するものとする。
- 9 以上のほか、審査に当たって必要な事項は、部会で協議して定める。

附則

この要領（改訂版）は、2015年4月から施行する。

表 査読の評価基準

評価区分	評価の基準
A	自治体学会誌にふさわしい研究成果（研究ノートの場合は、今後の研究または実践の基礎となる成果）として、掲載可能なもの。 ※一部の変更が望ましいが、それを条件にする必要がない場合を含む。この場合、変更すべき箇所・内容を明記。
B	一部の変更を条件として掲載可能なもの（再査読不要）。 ※変更すべき箇所・内容を明記。 ※概ね1ヶ月程度（最終原稿入稿までの期間）で可能な程度の変更に限る。 ※研究論文として投稿された論文について研究ノートであれば掲載可能とする場合を含む（逆の場合も同様）。この場合、その旨を明記。
C	一部の変更及び再査読を条件として掲載可能なもの。 ※変更すべき箇所・内容を明記。 ※再査読を行う場合は、原則として同一の査読委員に査読を依頼する。
D	掲載困難なもの。 ※その理由を具体的に記載。 ※可能な範囲で、今後留意すべき内容やアドバイスを記載。